

遺跡の有無について照会



窓



FAX・メール



電話

職員が台帳等と突合して判断(窓口の場合は口頭、FAX・メールの場合は書面で回答します)

該当する(包蔵地範囲内)

該当しない(包蔵地範囲外)

確認調査が**必要**な場合

確認調査が**不要**な場合

試掘確認調査依頼書の提出をお願いします

- ① 森町教育委員会あて依頼書
- ② 位置図(1/2, 500 相当地図)
- ③ 土地所有者の調査承諾書

申請後、職員が現地の状況に応じて調査を行います
所在調査：職員による現地立ち入りで踏査確認
試掘調査：職員による現地掘削確認調査

遺跡が確認された場合

協議が必要となります
工事計画の変更やさらに期間をいただいて本発掘調査をする場合があります。

遺跡がなかった場合

工事着手には問題ありません。

ただし、工事中に遺構・遺物が発見された場合は速やかに社会教育課文化振興係にご連絡ください。

文化財保護法第93条に基づく届出

- ・ 森町教育委員会を經由して静岡県へ提出します
- ・ 工事着工の60日前までに提出することが義務付けられています

問い合わせ先 森町教育委員会社会教育課文化振興係

TEL 0538-85-1114

FAX 0538-86-4419

E-mail kyo_syakai@town.shizuoka-mori.lg.jp